

平成20年度における主要な施策の成果報告書

平成21年9月
ニセコ町

ニセコ町の財政の状況

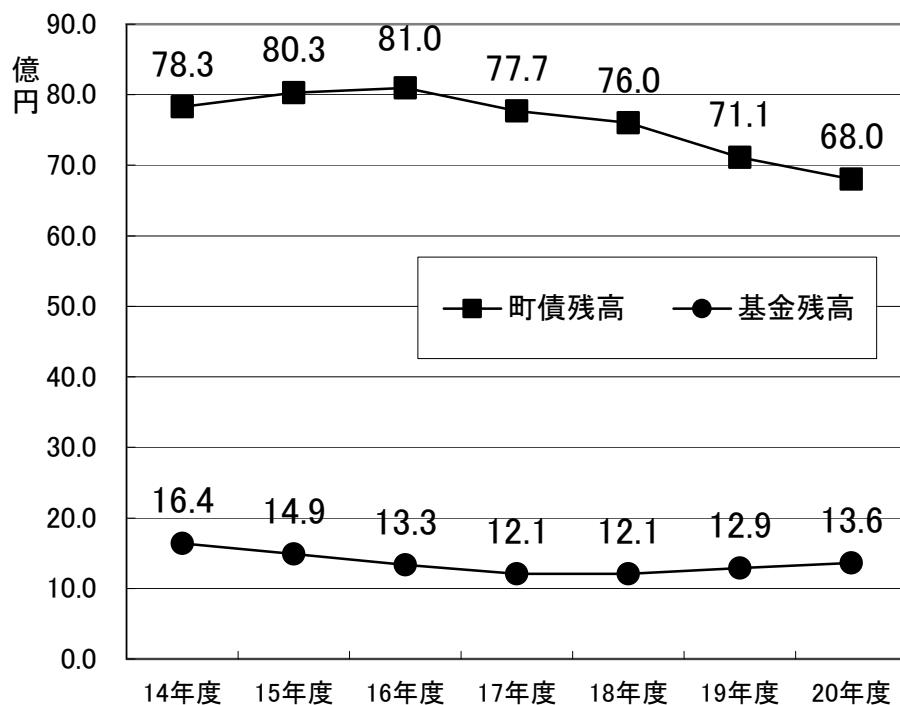
強力に推し進められた「三位一体の改革」により、分権の趣旨とは無関係に地方交付税が削減され、都市と地方の格差が広がるなか、世界的な金融不安の高まりや株式・為替市場の変動、さらに原油価格や食料価格の高騰により地方財政はますます疲弊し、厳しい状況が続いている。こうした景気後退を受け、国は安心実現のための緊急総合対策をはじめ、生活対策及び生活防衛のための緊急対策として定額給付金や地方公共団体支援策としての「地域活性化・生活対策臨時交付金」などを講じています。

ニセコ町における近年の財政状況は、国の三位一体改革における地方交付税の減少と町債償還額の増大によってかつてない厳しさに直面しました。このため平成16年度からの財政危機突破計画をはじめ、平成18年度には「ニセコ町集中改革プラン」を策定し、歳入確保と徹底した経常経費の削減の両面に取り組んだ結果、近年の国による地方財政への対応もあって、平成18年度からは積立金を取り崩さずに財政運営が可能となりました。

平成20年度の一般会計決算は、給食センター整備事業実施により歳入歳出とも前年度を上回りました。実質収支は繰越事業に必要な財源を控除したうえで7,455万円を確保しています。

また、各種基金に7,000万円を積み立てし、基金残高は7,491万円増加して13億6,022万円（5.8%増）となりました。

【グラフ1】基金(貯金)・町債(借入金)の残高推移



なお、国の生活対策に伴う定額給付金などの事業予算として2億3,825万円を平成21年度に繰り越しています。

翌年度への繰越事業

単位:千円

区分	款	事業名	繰越額	左の財源内訳		
				既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
繰越明許費	総務費	行政情報基盤整備事業	6,540	303	6,237	
		定額給付金事業	75,798	216	75,582	
		町民センター設備改修事業	8,642		8,642	
	民生費	デイサービスセンター修繕費補助	7,434		7,434	
		子育て応援特別手当事業	1,800		1,800	
	衛生費	羊蹄じん芥処理場閉鎖事業	53,570		35,706	17,864
	土木費	町道改良舗装及び舗装補修事業	72,300		72,300	
	消防費	消防・救急備品更新事業負担金	4,347		4,347	
	教育費	総合体育館整備改修事業	7,823		7,823	
合 計			238,254	519	219,871	17,864

普通建設事業では、継続事業として学校給食センターの建設や町道愛媛団体通改良舗装事業の完了、本通A団地全面工事などを行い生活環境水準の向上を図りました。

ソフト事業では、子育て環境への支援及び少子化対策として、乳幼児医療費助成制度の拡充と妊婦健診費用の助成拡大を図るなど福祉施策を充実させたほか、農地流動化対策や産業連携プロジェクト、農業用燃料の高騰対策など本町の基幹産業である農業・観光の振興に力を注ぎました。

平成20年度の一般会計歳入総額は38億8,555万円となりました。普通交付税では地方の活性化に必要な経費を算入する「地方再生対策費」が導入されたほか、過年度分の錯誤措置として1,818万円の増額調整がされた結果、対前年度2,136万円の増額となりましたが、この増額調整を除く臨時財政対策債を含めた実質的な普通交付税は461万円の減少となっています。

国庫支出金は投資的事業の増加に伴い、前年度対比で1億6,179万円(150.0%)、借入金(起債)も2億2,521万円(88.4%)と大幅な増額となりました。なお、借入金には公債費負担の低減を図るため、過去に借り入れた高金利な起債を現在の低利な起債に借り換える借換債7,570万円を含んでいます。

平成20年度一般会計歳出総額は、投資的事業の増加により37億9,262万円と前年度対比で4億4,060万円(13.1%)の増加となりました。

款別では、給食センターの建設によって同施設の整備費を計上していた教育費が大きく増加しています。また、土木費においても愛媛団体通改良舗装事業をはじめとした町道整備、公営住宅整備事業の事業量の増加に伴い1億352万円の増となりました。

公債費は償還のピークを経過したものの、歳出構成比の24.3%を占めており、依然として高い割合を示しています。

財政の状態を示す実質収支（※1）は7,455万円の黒字で、実質単年度収支（※2）も4,944万円の大幅な黒字となりました。経常収支比率（※3）は、町税など経常一般財源の増加と公債費の減少、さらには継続した人件費の独自削減により、85.0%と前年度から0.7ポイント改善しました。しかしながらこの数値は、通常70～80%に分布するのが標準的とされていますので、本町では依然として財政の硬直化が続いていることを表しています。公債費比率（※4）は15.0%となり、前年度より0.2ポイント改善しました。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「健全化法」という。）の施行で公表が義務付けられた健全化判断比率は、いずれの指標も早期健全化基準を下回る結果となっています。

健全化判断比率(平成20年度決算に基づく算定結果)

健全化判断比率の指標	ニセコ町算定値	早期健全化基準
実質赤字比率	—	15.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%
実質公債費比率	16.6%	25.0%
将来負担比率	97.6%	350.0%

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率はない（「—」は黒字であることを表す）

【実質赤字比率】一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

【連結実質赤字比率】全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率

【実質公債費比率】一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

【将来負担比率】一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

健全化判断比率のうち、地方債の協議制への移行基準ともなる実質公債費比率は、1.2ポイント改善しましたが、財政規模の類似した他の自治体と比べた場合、高い比率を示しています。

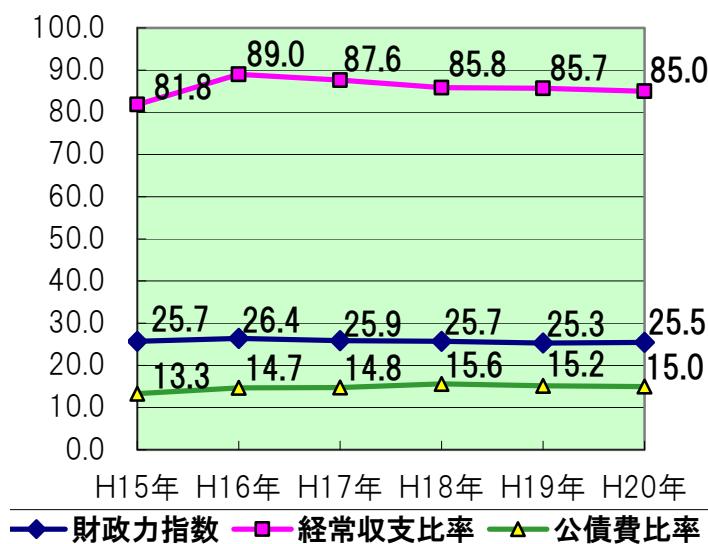
本町では地方債の残高及び単年度償還額のいずれもピークを経過したため、これらの比率は今後も減少すると見込んでいます。しかしながら地方交付税や国庫補助負担金の削減を目的とした見直しや道財政の悪化による影響も懸念されることから、引き続き経常経費の削減と財源の確保に努める必要があります。

決算財政指標（一般会計）

単位:千円、%

区分	平成20年度 ①	平成19年度 ②	増減額 ①-②	増減率 ①/②
決算収支	歳入合計 A	3,885,554	3,433,765	451,789 13.2
	歳出合計 B	3,792,617	3,352,014	440,603 13.1
	歳入歳出差引額 C=A-B	92,937	81,751	11,186 13.7
	翌年度に繰越すべき財源 D	18,384	0	18,384 -
	実質収支額 E=C-D	74,553	81,751	△ 7,198 △ 8.8
	単年度収支額 F=今年度E-前年度E	△ 7,198	1,626	△ 8,824 △ 542.7
	財政調整基金積立額 G	56,500	913	55,587 6,088.4
	繰上償還額 H	138	53	85 160.4
	財政調整基金取崩し額 I	0	0	0 -
実質単年度収支額 J=F+G+H-I		49,440	2,592	46,848 1,807.4

【グラフ2】財政状況指標の推移



(※1) 実質収支 形式収支－翌年度に繰り越すべき財源

(形式収支：歳入決算額－歳出決算額)

(※2) 実質単年度収支 単年度収支+財政調整基金積立金+地方債繰上償還額
－財政調整基金取崩額

(単年度収支：当該年度実質収支－前年度実質収支)

(※3) 経常収支比率 $\frac{\text{経常的経費に充当した一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$

(※4) 公債費比率 $\frac{W - (X + Y)}{Z - Y} \times 100$

W 当該年度の普通会計分の元利償還金（繰上償還分を除く）

X Wに充てられた特定財源

Y 普通交付税の算定において災害復旧費、辺地債償還費等として基準財政需要額
に算入された公債費

Z 当該年度の標準財政需要額

平成20年度決算

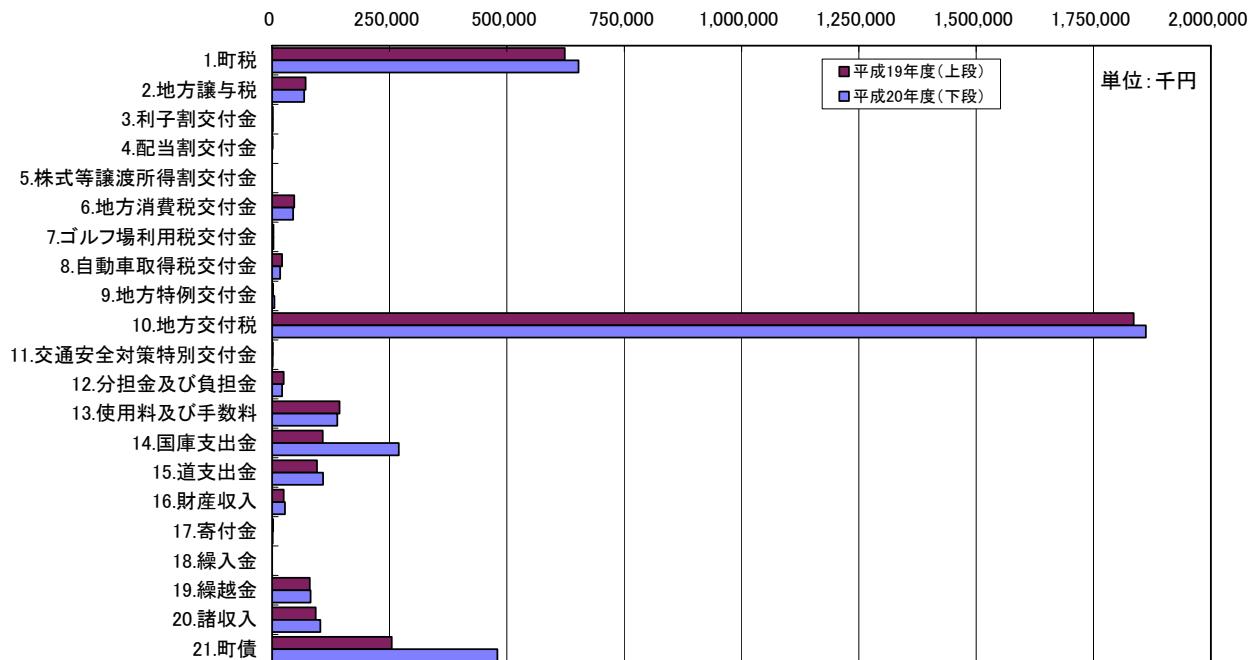
一般会計

(歳入)

(単位: 千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 町税	650,874	668,705	652,583	634	15,488	97.6	16.8
2. 地方譲与税	68,330	68,330	68,330			100.0	1.8
3. 利子割交付金	1,599	1,599	1,599			100.0	0.0
4. 配当割交付金	310	310	310			100.0	0.0
5. 株式等譲渡所得割交付金	233	233	233			100.0	0.0
6. 地方消費税交付金	44,576	44,576	44,576			100.0	1.1
7. ゴルフ場利用税交付金	2,970	2,971	2,971			100.0	0.1
8. 自動車取得税交付金	17,043	17,043	17,043			100.0	0.4
9. 地方特例交付金	4,879	4,878	4,878			100.0	0.1
10. 地方交付税	1,857,011	1,861,670	1,861,670			100.0	47.9
11. 交通安全対策特別交付金	1,000	1,024	1,024			100.0	0.0
12. 分担金及び負担金	21,171	22,005	21,013		992	95.5	0.5
13. 使用料及び手数料	140,125	140,617	138,804		1,813	98.7	3.6
14. 国庫支出金	489,279	269,701	269,701			100.0	6.9
15. 道支出金	108,945	108,176	108,176			100.0	2.8
16. 財産収入	26,449	27,352	27,352			100.0	0.7
17. 寄付金	747	740	740			100.0	0.0
18. 繙入金	440	438	438			100.0	0.0
19. 繙越金	81,751	81,751	81,751			100.0	2.1
20. 諸収入	98,412	102,473	102,471	2		100.0	2.6
21. 町債	479,900	479,891	479,891			100.0	12.4
合 計	4,096,044	3,904,483	3,885,554	634	18,295	99.5	100.0

収入額の対前年比較

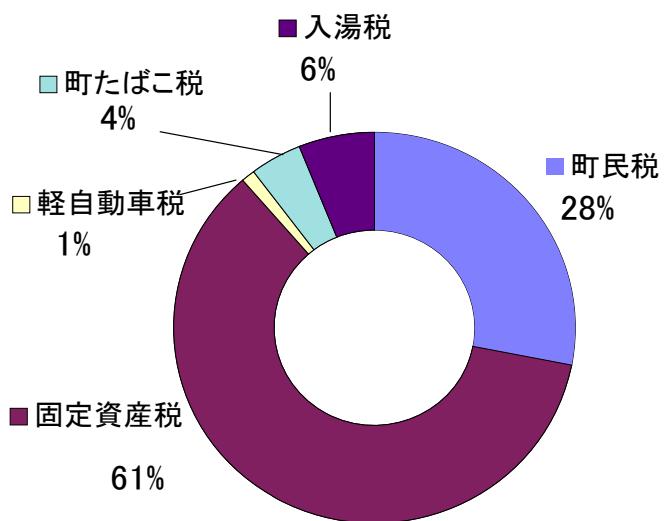


町税の状況

(単位 : 千円、 %)

区分	税目	予算現額	調定額	収入済額	未収入額	徴収率	
現年課税分	町民税	個人	159,053	161,478	159,519	1,959	98.8
		法人	21,435	21,558	21,408	150	99.3
		計	180,488	183,036	180,927	2,109	98.8
	固定資産税	一般	391,160	394,315	391,761	2,554	99.4
		交付金	90	91	91	0	100.0
		計	391,250	394,406	391,852	2,554	99.4
	軽自動車税	7,999	8,349	8,197	152	98.2	
	町たばこ税	26,988	26,991	26,991	0	100.0	
	入湯税	39,820	39,820	39,820	0	100.0	
	計	646,545	652,602	647,787	4,815	99.3	
滞納繰越分	町民税	個人	2,000	6,786	2,094	4,692	30.9
		法人	1	200	100	100	50.0
		計	2,001	6,986	2,194	4,792	31.4
	固定資産税	2,327	8,810	2,465	6,345	28.0	
	軽自動車税	1	307	137	170	44.6	
	計	4,329	16,103	4,796	11,307	29.8	
	合計	650,874	668,705	652,583	16,122	97.6	

町税の構成割合



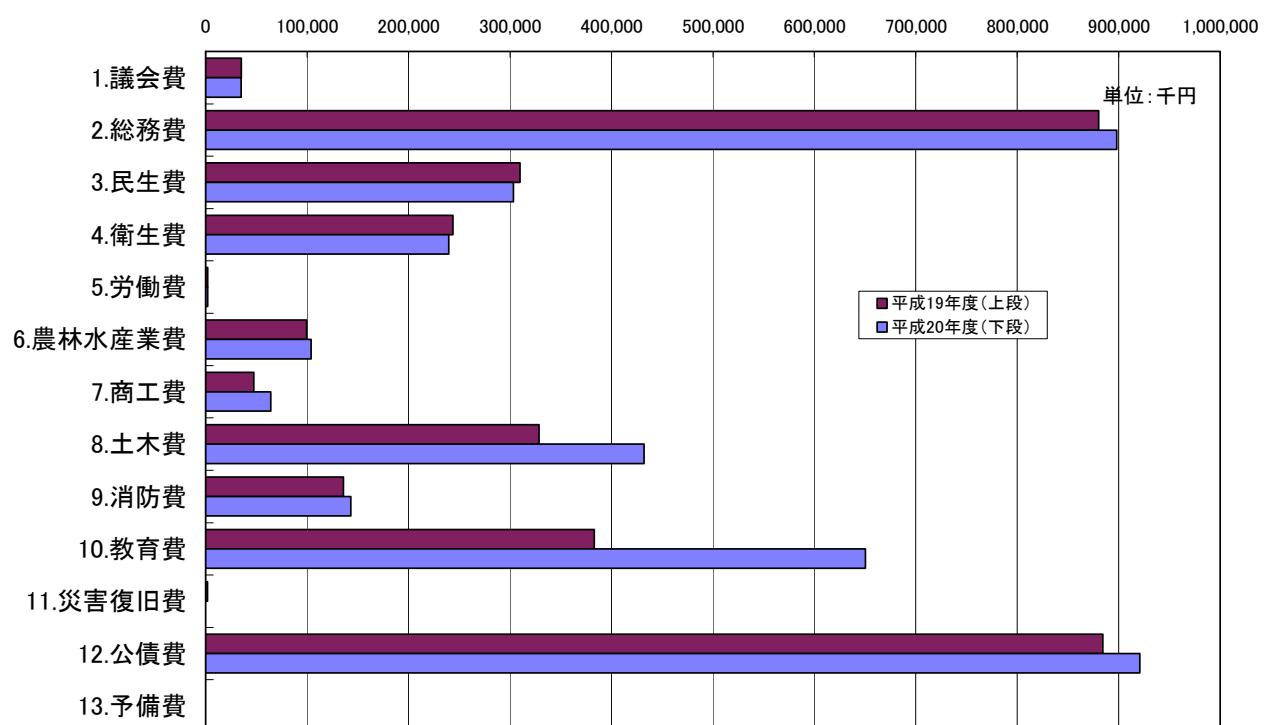
町税の収納状況は、収入総額 6 億 5, 258 万円で前年度対比 2, 889 万円 (4.6%) の大幅増となりました。主な要因は土地売買等に係る譲渡所得の増加に伴う個人住民税の増加のほか、徴収率も 97.2% から 97.6% と増加しています。しかしながら、平成 19 年度から実施された住民税への税源移譲により、個人住民税の課税額が増加した半面、滞納額も増加していることから、町税をはじめ使用料などの更なる収納強化に努める必要があります。

(歳出)

(単位 : 千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 議会費	36,125	35,083		1,042	97.1	0.9
2. 総務費	1,000,903	898,027	90,980	11,896	89.7	23.7
3. 民生費	321,157	303,315	9,234	8,608	94.4	8.0
4. 衛生費	302,144	239,646	53,570	8,928	79.3	6.3
5. 労働費	2,038	2,037		1	100.0	0.1
6. 農林水産業費	106,424	103,931		2,493	97.7	2.7
7. 商工費	66,559	64,104		2,455	96.3	1.7
8. 土木費	510,946	432,138	72,300	6,508	84.6	11.4
9. 消防費	150,442	143,138	4,347	2,957	95.1	3.8
10. 教育費	673,416	650,301	7,823	15,292	96.6	17.1
11. 災害復旧費	12	0		12	0.0	0.0
12. 公債費	923,881	920,897		2,984	99.7	24.3
13. 予備費	1,997	0		1,997	0.0	0.0
合 計	4,096,044	3,792,617	238,254	65,173	92.6	100.0

支出額の対前年比較



国民健康保険事業特別会計

(歳入)

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 国民健康保険税	125,832	146,689	125,296	887	20,506	85.4	21.5
2. 国庫支出金	199,221	199,160	199,160			100.0	34.1
3. 療養給付費交付金	24,272	21,272	21,272			100.0	3.6
4. 前期高齢者交付金	96,790	96,790	96,790			100.0	16.6
5. 道支出金	27,868	27,809	27,809			100.0	4.8
6. 共同事業交付金	79,999	79,916	79,916			100.0	13.7
7. 財産収入	505	483	483			100.0	0.1
8. 繰入金	31,744	31,007	31,007			100.0	5.3
9. 繰越金	100	779	779			100.0	0.1
10. 諸収入	863	1,060	1,060			100.0	0.2
合 計	587,194	604,965	583,572	887	20,506	96.5	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	11,317	11,117		200	0.0	1.9
2. 保険給付費	371,655	370,064		1,591	99.6	63.5
3. 後期高齢者支援金等	67,445	67,430		15	100.0	11.6
4. 前期高齢者納付金等	99	91		8	91.9	0.0
5. 老人保健拠出金	15,513	15,508		5	100.0	2.7
6. 介護納付金	33,469	33,381		88	99.7	5.7
7. 共同事業拠出金	78,323	78,313		10	100.0	13.4
8. 保健事業費	4,185	4,003		182	95.7	0.7
9. 基金積立金	506	483		23	95.5	0.1
10. 諸支出金	2,682	2,587		95	96.5	0.4
11. 予備費	2,000	0		2,000	0.0	0.0
合 計	587,194	582,977	0	4,217	99.3	100.0

平成20年度の国民健康保険事業特別会計の歳入総額は、5億8,357万円で前年度対比6,331万円(△9.8%)の減額となりました。国民健康保険税の徴収率は2.5ポイント減少し、85.4%となっています。

歳出総額は5億8,298万円となり、前年度対比6,312万円(△9.8%)の減額となりました。実質収支は59万円の黒字で平成21年度に繰り越しています。

老人保健特別会計

(歳入)

(単位 : 千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 支払基金交付金	25,617	25,419	25,419			100.0	45.9
2. 国庫支出金	24,086	24,087	24,087			100.0	43.5
3. 道支出金	4,246	4,365	4,365			100.0	7.9
4. 繰入金	0	0	0			-	0.0
5. 繰越金	50	50	50			100.0	0.1
6. 諸収入	469	1,448	1,448			100.0	2.6
合 計	54,468	55,369	55,369	0	0	100.0	100.0

(歳出)

(単位 : 千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 医療諸費	49,606	48,609		997	98.0	90.9
2. 諸支出金	4,862	4,861		1	100.0	9.1
合 計	54,468	53,470	0	998	98.2	100.0

平成20年度の老人保健特別会計は、医療制度改革により後期高齢者医療事業に移行し、予算規模が縮小しています。歳入総額は5,536万円で前年度対比4億8,798万円(△89.8%)の減額となりました。歳出総額も5,347万円となり前年度対比4億8,983万円(△90.2%)の減額でした。実質収支は189万円の黒字で、平成21年度へ繰り越しています。

後期高齢者医療特別会計

(歳入)

(単位 : 千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 後期高齢者医療保険料	28,195	28,034	28,115		△ 81	100.3	65.1
2. 繰入金	14,126	14,125	14,125			100.0	32.7
3. 諸収入	4	0	0			-	0.0
4. 国庫支出金	894	893	893			100.0	2.1
5. 広域連合支出金	28	28	28			100.0	0.1
合 計	43,247	43,080	43,161	0	△ 81	100.2	100.0

(歳出)

(単位 : 千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	1,574	1,427		147	90.7	3.3
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	41,622	41,620		2	100.0	96.7
3. 諸支出金	51	0		51	0.0	0.0
4. 予備費	0	0			-	0.0
合 計	43,247	43,047	0	200	99.5	100.0

医療制度改正に伴い、平成20年度から新たに後期高齢者医療特別会計を設置しました。被保険者への医療給付は北海道後期高齢者医療広域連合が行うため、従前の老人医療会計規模に比べて大幅に減少しています。平成20年度の歳入総額は4,316万円、歳出総額は4,305万円となりました。実質收支は11万円の黒字で、平成21年度へ繰り越しています。

介護保険事業特別会計

(歳入)

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 保険料	53,619	54,478	53,262		1,216	97.8	14.8
2. 国庫支出金	92,082	93,014	93,014			100.0	25.8
3. 支払基金交付金	111,116	108,725	108,725			100.0	30.2
4. 道支出金	57,075	56,903	56,903			100.0	15.8
5. 財産収入	54	51	51			100.0	0.0
6. 繰入金	54,284	46,608	46,608			100.0	12.9
7. 繰越金	1,000	1,547	1,547			100.0	0.4
8. 諸収入	6	0	0			-	0.0
合 計	369,236	361,326	360,110	0	1,216	99.7	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	4,957	4,229		728	85.3	1.2
2. 保険給付費	351,742	325,383		26,359	92.5	95.2
3. 財政安定化基金拠出金	323	322		1	99.7	0.1
4. 地域支援事業費	10,009	9,594		415	95.9	2.8
5. 基金積立金	54	51		3	94.4	0.0
6. 諸支出金	2,077	2,059		18	99.1	0.6
7. 予備費	74	0		74	0.0	0.0
合 計	369,236	341,638	0	27,598	92.5	100.0

平成20年度の介護保険事業特別会計の歳入総額は3億6,011万円で前年度対比508万円(1.4%)の増額となりました。歳出総額は3億4,164万円となり前年度対比1,185万円(△3.4%)の減額となりました。

実質収支は1,847万円の黒字となり、平成21年度へ繰り越したのち、後志広域連合の介護保険事業会計に引き継ぎます。

簡易水道事業特別会計

(歳入)

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 使用料及び手数料	81,435	83,658	81,930	0	1,728	97.9	39.5
2. 国庫支出金	23,600	23,600	23,600			100.0	11.4
3. 繰入金	62,862	58,260	58,260			100.0	28.1
4. 繰越金	50	175	175			100.0	0.1
5. 諸収入	1,706	1,644	1,644			100.0	0.8
6. 町債	42,000	42,000	42,000			100.0	20.2
合　計	211,653	209,337	207,609	0	1,728	99.2	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	34,533	33,901		632	98.2	16.3
2. 管理費	26,348	24,922		1,426	94.6	12.0
3. 建設改良費	61,818	60,106		1,712	-	29.0
4. 公債費	88,654	88,489		165	99.8	42.7
5. 予備費	300	0		300		
合　計	211,653	207,418	0	4,235	98.0	100.0

平成20年度の簡易水道事業特別会計の歳入総額は、2億761万円で前年度対比4,166万円（25.1%）の増額となりました。歳出総額も2億742万円となり前年度対比4,164万円（25.1%）の増額でした。実質收支は19万円の黒字で、平成21年度へ繰り越しています。

町債（借入金）は、公債費負担の低減を図るため、過去に借り入れた高金利な起債を現在の低利な起債に借り換える借換債1,370万円を含んでいます。

なお、簡易水道事業特別会計は黒字のため、財政健全化法における資金不足比率は生じませんでした（経営健全化基準は資金不足比率20.0%以上）。

公共下水道事業特別会計

(歳入)

(単位 : 千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 分担金及び負担金	326	440	390		50	88.6	0.2
2. 使用料及び手数料	33,719	35,014	34,125	1	888	97.5	16.6
3. 国庫支出金	11,200	11,200	11,200			100.0	5.4
4. 繰入金	75,312	72,000	72,000			100.0	35.0
5. 繰越金	50	187	187			100.0	0.1
6. 諸収入	2,593	1,976	1,976			100.0	1.0
7. 町債	85,800	85,800	85,800			100.0	41.7
合 計	209,000	206,617	205,678	1	938	99.5	100.0

(歳出)

(単位 : 千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	8,639	8,404		235	97.3	4.1
2. 管理費	35,692	34,161		1,531	95.7	16.6
3. 建設改良費	25,299	24,366		933	96.3	11.9
4. 公債費	139,270	138,551		719	99.5	67.4
5. 予備費	100	0		100	0.0	0.0
合 計	209,000	205,482	0	3,518	98.3	100.0

平成20年度の公共下水道事業特別会計の歳入総額は、2億567万円で前年度対比1,099万円(5.6%)の増額となりました。歳出総額も2億548万円となり、前年度対比1,099万円(5.6%)の増額でした。

公債費の減少と資本費平準化債の借入により、一般会計からの繰入金は前年度対比で438万円減額しています。実質収支は19万円の黒字で、平成21年度へ繰り越しています。

なお、公共下水道事業特別会計は黒字のため、財政健全化法における資金不足比率は生じませんでした(経営健全化基準は資金不足比率20.0%以上)。

農業集落排水事業特別会計

(歳入)

(単位：千円、%)

款	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	収納率	構成比
1. 分担金及び負担金	1	0	0			-	0.0
2. 使用料及び手数料	552	508	508			100.0	4.3
3. 財産収入	2	4	4			-	0.0
4. 繰入金	11,335	11,335	11,335			100.0	95.2
5. 繰越金	50	59	59			100.0	0.5
合　計	11,940	11,906	11,906	0	0	100.0	100.0

(歳出)

(単位：千円、%)

款	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	執行率	構成比
1. 総務費	37	27		10	73.0	0.2
2. 管理費	1,435	1,422		13	99.1	12.0
3. 公債費	10,418	10,376		42	99.6	87.7
4. 予備費	50	0		50	0.0	0.0
合　計	11,940	11,825	0	115	99.0	100.0

平成20年度の農業集落排水事業特別会計の歳入総額は、1,191万円で前年度対比64万円（5.7%）の増額となりました。歳出総額も1,183万円となり前年度対比62万円（5.5%）の増額でした。借金（起債）の返済（償還）が本格化したことにより公債費が増加し、さらに農業集落排水事業償還基金を全額繰り入れたため、基金残高が無くなり一般会計繰入金が増加しています。実質收支は8万円の黒字となり、平成21年度へ繰り越しています。

なお、農業集落排水事業特別会計は黒字のため、財政健全化法における資金不足比率は生じませんでした（経営健全化基準は資金不足比率20.0%以上）。

ニセコ町の重点施策の概要

1. 人づくり・教育・文化

1-1 幼児教育、小・中・高校教育

(1) 幼児教育（幼児センター「きらっと」の運営・整備）

就学前の子どもに対する教育、保育等の総合的な提供と家庭における子育ての支援を一体的に推進し、幼児期の特性や発達課題を的確に踏まえ、幼児一人ひとりの自立に向けた基本的な生活習慣などの総合的な指導を行い、家庭・地域との連携を図りました。

また、幼児の生活や発達の連続性を確立するため、小学校との連携も深めました。

更に、特別支援の必要な児童に対しては、補助教諭3名を配置する対応を行いました。

(2) 小学校・中学校

子供たち一人ひとりが豊かな人間性や基礎基本を身に付け、自ら学ぶ力や生きる力など自律の精神を育み、豊かな感性を育てる教育課程を編成し、特色ある学校教育の推進に努めました。

全国学力・学習状況調査の結果等を踏まえ、基礎基本の確実な定着を目指した指導計画の樹立、発展的な学習及び補充的学習など個に応じた指導方法を工夫改善し、学力の向上や個性や能力の伸長に努めるなど、各学校で創意工夫を凝らした教育活動の充実を図りました。さらに、各小中学校で2カ年に及ぶ検討を行い、児童生徒にとってよりよい環境となるよう長期休業期間の活用等に配意しながら、本年度から一斉に2学期制を実施しました。なお、ニセコ中学校3年生が生徒数の減により学級編成上1学級（40人）となるため、町単独で講師を配置し、少人数指導に配慮し2学級制を維持しました。地域住民の学校経営への参加の仕組みとしての「学校評議員制度」も保護者、地域住民の期待に応える教育機関として、自主性・自律性を發揮するとともに、学校と家庭・地域との新たな関係づくりを充実してきました。

複式教育の推進については、少人数の良さを生かした指導計画の改善を図るとともに、他校との集合学習や交流学習による集団生活や社会性を育成するなど、一人ひとりが個性を伸ばし、主体的な学習態度を育成する複式教育の推進に努めました。

特別支援教育の推進では、ニセコ小学校、近藤小学校に特殊学級を設置し、さらにニセコ小学校、ニセコ中学校に町単独で特別支援員を配置する一方ニセコ小学校に階段昇降機を配置して肢体不自由な児童への学習環境の整備に努めるとともに児童の可能性を最大限に伸長させるための指導を充実してきました。

特色ある学校づくりとして、ニセコ小学校とニセコ中学校に、教諭1名を加配し、習熟度別の少人数指導やチームティーティング（T・T）指導により、児童生徒の学習意欲や関心を高めるとともに学力の向上を図る取組みを行いました。また、各学校においては地域参観日や祖父母参観日を設定して地域の人が児童の様子を見てもらえるように昨年に引き続き取組みを行いました。

児童生徒の安全確保については、近隣町村及び町内での不審者情報により、関係機関と連携し、児

童生徒の帰宅時のパトロールを実施したほか、ニセコ町学校地域安全確保会議を開催し、子ども110番の家・車制度を引き続き実施しました。

教育環境については、近藤小学校校舎の屋体屋根塗装を実施したほか、5年計画の最終年としてニセコ小学校の机・椅子48セットを購入し、教育環境の整備を図りました。

スクールバスの運行については、保護者等の意見を聞きながら、登下校の安全確保に努めました。

(3) ニセコ高校

ニセコ高校では、平成元年に農業科学コースと観光リゾートコースを新設し、翌年の緑地観光科への学科転換以来、時代とともに多様化する生徒のニーズに対応してきています。各コースにはそれぞれ2名の専門教師を配置し、農業と観光を融合した新たな地域産業人を創造する教育課程の編成を行うとともに、情報化時代に対応できるよう教育環境の充実を図っています。

また、国際理解教育の推進を図るため、引き続き外国語指導助手（外国人）を配置し、高等学校をはじめ幼・小・中に対応した英語指導を進めています。

平成16年から実施している高大連携事業については、札幌国際大学との提携のもと観光に関する特別講義の受講、専門的な見地からの助言や支援を受けながら観光教育の更なる充実に努めているところです。

生徒の活動などについても、各種資格の取得、町内をはじめ地域のご協力により行っている産業現場実習、農業クラブ全国大会や全国定時制通信制体育大会出場などの支援により充実を図っています。

少子化が急速に進展するなか、管内はもとより道内各地から志望者があり入学者が定員を満たす状況であり、進路実現においてもほぼ100%の進学就職率となっています。

(4) その他の学校教育事業

教職員の意識改革と指導力の向上、指導方法と指導体制の創意工夫が求められていることから、校内研修の計画的な推進とともに自校の研修・研究成果の公開や授業公開を進めるなど、開かれた研修の実施に努め、さらに後志教育局指導主事を招聘し、その専門的指導力を高めるなど資質の向上に努めました。そのほかニセコ町教育研究会の事業推進への支援や市町村立学校職員の評価に関する要領に基づき、通年を通じた評価制度を試行しました。

(5) 学校給食の充実

本年度も地場産食材を積極的に活用し、徹底した衛生管理のもと、おいしく、安全で安心、栄養バランスのとれた給食を小学校から高等学校までの児童、生徒、教職員などに99,699食（1日平均544食）提供しました。

また、ニセコ小学校に配置されている栄養教諭を中心に児童への栄養指導や「食育」に関する指導の啓発に努め、望ましい食習慣を身につけることにより、自らの健康管理ができる子供の育成に努めました。

ニセコ中学校隣接地に新たに建設をした学校給食センター（鉄筋コンクリート造、平屋建て、施設

面積497m²)は平成21年3月に完成し、平成21年度には施設周辺の外構整備を行います。

1-2 青少年健全育成、社会教育

生涯学習社会の実現のためには、町民の自主的、自発的な学習意欲こそ地域づくりの根幹を成すものといえます。

平成20年度は第4期ニセコ町社会教育中期計画の4年目であり、この社会教育中期計画の指針のもと関係機関や団体との連携を密にして事業展開を行いました。

生涯学習推進体制の整備としては、昨年に引き続き社会教育指導員の配置を行い生涯学習推進体制の整備を図りました。

また、青少年の自主性、創造性、協調性を培い、心豊かな青少年を育成するため、少年洋上セミナーの実施（滋賀県高島市訪問）、長野県信州新町児童の訪問対応とニセコ町児童との交流、鹿児島県薩摩川内市の小中学生の受入を行いました。少年ふるさと教室、青少年芸術鑑賞会、青少年健全育成事業、成人式の他、北海道が主催する中学生・高校生の研修事業への参加奨励を行いました。さらに、放課後の子どもたちの居場所づくりとして、放課後子ども教室を実施しています。

成人教育については、住民活動の学習機会の提供や豊かな家庭づくりに資する家庭教育の振興に努めるため、PTA連合会への助成や家庭教育学級、女性学級、英会話教室、ふるさと講座、高齢者学級（寿大学）、成人学級を実施しました。

図書活動の充実については、平成20年度からNPO法人「あそぶっくの会」を指定管理者として、学習交流センター（あそぶっく）の運営を行いました。あそぶっくの会は、図書活動の充実を図ることはもちろんのこと講演会など年間を通じてさまざまなイベントや行事を展開しており、利用者から高く評価されています。また、図書の貸出冊数も順調な伸びを示し、町民の集う図書施設として町民に浸透しています。

1-3 教育環境、スポーツ

スポーツによる心身ともに明るい生活と潤いのある活力ある地域づくりを目指して、社会体育事業を実施してきました。

町民を対象とした各種スポーツ活動を通して、地域コミュニティーづくりのきっかけや、健康増進、余暇時間の充実、スポーツ活動の日常化などに努めてきました。

町内の東部地区を対象に総合型地域スポーツクラブ設立準備委員会を立ち上げ、設立に向け引き続き活動をしています。

また各種スポーツ大会については、できるだけ参加者にとって有益で満足のいくように、競技内容や運営方法を検討し実施しました。特に、町民大運動会については、アンケート結果をもとに、各チームの代表、体育指導員の方々に協議いただき平成20年度に内容を見直して実施しました。各種スポーツ教室についても同様に、周知方法や内容を検討し、できるだけ多くの町民に参加していただけるように努めてきました。

体育施設の整備については、総合体育館アリーナ及び格技室の床を改修し、町民が安全で快適にスポーツ活動ができるよう、施設点検や維持管理を実施しました。

体育協会は、スポーツ少年団の活動を含め、これまで同様、町の補助金も使いながら、各競技団体での練習、大会参加、指導者育成、大会の開催などニセコ町のスポーツ活動の主軸となり活動しまし

た。

ニセコマラソン大会については、9月21日に1,046名の参加を得て行いました。実施主体は、マラソンフェスティバル実行委員会であり町の補助金をうけ、スポーツの振興とニセコ町を広く道内外にPRするための活動を実施しました。

1-4 芸術文化

町民一人一人が自ら行う芸術や文化活動をより一層推進するため、文化協会、文化まつりへの支援などを行いました。文化協会では例年主催コンサートを実施して、多くの町民の方に芸術に触れる機会を設けています。また、町内児童生徒の毛筆活動の振興と絵画・工作による表現を通じて創造性に富んだ感性や芸術文化への関心と理解を深めるため児童生徒習字絵画工作展を文化まつりと同一日程で開催しました。

(1) 有島記念館

①有島記念館展示事業

平成20年度は、有島武郎生誕130年、没後85年、有島記念館開館から30年という節目の年であったことから、有島記念館、有島生馬記念館（信州新町）、川内まごころ文学館（薩摩川内市）、鎌倉文学館（鎌倉市）との四館共同により、「有島三兄弟—それぞれの青春」展を開催しました。

・企画展開催期間 平成20年6月8日～9月23日

②有島武郎青少年公募絵画展事業

道内の中・高校生とそれに準ずる青少年を対象とした「第20回有島武郎青少年公募絵画展」を開催しました。今年度は、応募総数264点から120点の入選作を選出し、記念館アートギャラリーで一般公開しました。また、公開期間中には表彰式を開催したほか、絵画展審査員によるワークショップも開催しました。

・作品公開：平成20年10月4日～10月19日（表彰式、ワークショップ：10月11日）

③有島記念館研究事業

今年度も引き続き、記念館の収蔵品整理を進めるとともに、今後の事業に向けた研究資料の収集、館報及び紀要の作成、さらに研究事業の一環として「有島武郎研究会総会」に参加をして研鑽を図りました。

④有島武郎講座事業

今年度も主に町民を対象とした「第7回音楽彩」、「第9回一房の葡萄祭」、「第9回有島童話祭」、「第9回宮山登山会」等のイベントを開催し、有島武郎の思想と文学に触れながら、学び、交流する場を提供しました。

2. 環境・景観

2-1 ゴミ対策、自然保護、治山治水、環境対策、上下水道

(1) ごみ収集事業

平成14年10月からの可燃ごみ・不燃ごみ・生ごみ処理の有料化以降、徹底した分別により可燃ごみ・不燃ごみ・生ごみ・資源ごみの区分により収集を行っています。また、家庭での生ごみの堆肥化など町民の意識の向上もあり、前年対比でもわずかながら減少しています。今後も、適正なごみの分別と減量化の啓発に努めます。

- ・ごみ類の収集動向

種別	生ごみ	可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ	粗大ごみ	総計
収集量	381 t	545 t	93 t	389 t	9 t	1,417 t
前年対比	87.4%	102.4%	101.1%	99.5%	45.0%	96.3%
リサイクル率				54.3%		

(2) 廃棄物広域処理事業

羊蹄山麓7町村で運営負担する俱知安町清掃センターにて可燃ごみを焼却し、持込み量に応じた焼却灰を持ち帰り一般廃棄物最終処分場にて埋立処分しています。

また、山麓6町村で運営負担する蘭越町ごみ破碎中間処理施設は、粗大ごみ及び不燃ごみを破碎し、可燃物、鉄資源及び不燃物への分別を機能としており、その破碎不燃物を各町村が持ち帰り埋立て処分を図っています。

現在羊蹄山麓7町村では、新たな焼却施設建設に向け計画を進めています。

(3) 一般廃棄物最終処分場の維持管理

平成14年12月より供用を開始した一般廃棄物最終処分場は、ごみ分別の推進や不燃・粗大ごみの破碎処理によって大幅な埋立て量の減量化が見込まれ、当該施設の供用年数の延長が期待されています。

一方、閉鎖した羊蹄じん芥処理場は、法令に定める地下水の水質や発生ガスの成分低減を確認する環境調査を実施したのちに閉鎖工事を行いました。さらに焼却施設2基については、国の交付金を活用し、平成21年度に予算の繰り越して解体工事を行います。

- ・一般廃棄物最終処分場の運用実績

年度	焼却灰	破碎不燃物	計	備考
平成20年度	102 t	94 t	196 t	埋立容量：1,504 m ³
累計量	420 t	449 t	929 t	残余容量：2,420 m ³

(4) 資源物リサイクル推進事業

家庭から分別し排出される資源ごみは再商品化が必要になります。再商品化には、資源ごみの収集運搬、異物除去や一時保管が必要となり多額の費用が必要です。

町では再商品化に対して、資源物等分別保管業務や（財）日本容器包装リサイクル協会などと再商品化の業務委託を行っています。

また、役場裏に資源ごみ保管庫を設置し毎日（12月31日～1月5日を除く）資源ごみの受入を行っています。

（5）廃棄物処理に対する検討と啓発事業

廃棄物の減量化と適正な処理を進めるため、ごみの分別・処理についての啓発活動と町民のみなさん、事業者のそれぞれが役割を担い、協力して進めています。

（6）不法投棄廃棄物対策

不法投棄されやすい箇所への警告看板を設置し、広報紙などにより啓発を行いました。

（7）衛生組合連合会事業

各自治会の衛生組合長で組織する衛生組合連合会では町と連携し環境・衛生意識の普及、清掃活動を行っています。

また、各地区のダストボックスのペンキの塗り替えなど衛生組合長の協力を得て維持管理を行っています。

（8）し尿処理（くみ取り）事業

し尿処理は、町内地区ごとに作成する収集計画に基づいた収集を基本として、その処理は山麓6町村広域事業として羊蹄山麓環境衛生組合が運営にあたっています。

公共下水道への接続や合併浄化槽の普及に加えて、郊外地域での居住世帯増加などから、浄化槽汚泥がし尿の処理量を上回る状況に転じています。

・処理量動向（平成20年度）

計画処理区域面積 (km ²)	し尿	浄化槽汚泥	計(t)
	処理量(t)		
197.13	1,468 t	1,878 t	3,346 t
(前年対比)	(113.4%)	(97.9%)	(104.1%)

（9）動物の愛護と畜犬対策

北海道より委譲された狂犬病予防法に基づく犬の登録管理や予防注射の実施（6月実施）、ニセコ町畜犬取締法及び野犬掃とう条例に基づいて、年三期による野犬掃とうを実施しました。

飼い犬の放し飼いや、猫を含む糞の始末など飼い主のマナー悪化が問題となっており、啓発・指導回数は増加の状況にあります。

・登録犬数 410頭

（10）環境保全事業

「環境基本条例」や「環境基本計画」に従い、計画の進行管理等を行っています。

(1 1) 環境美化巡視とクリーン作戦

町職員による環境美化巡視のほか、各自治会のみなさんの協力により、年2回のクリーン作戦を実施しています。なお、平成20年度は天候の関係から秋のクリーン作戦は中止しています。

(1 2) 地球温暖化対策事業

町では平成15年度に「新エネルギービジョン」、平成16年度に「省エネルギービジョン」、平成17年度には「省エネルギービジョン重点テーマ」を策定してきました。これら計画の目標達成に向け取り組み、6月には計画の見直しを行っています。

(1 3) 町有林の管理

町有林の整備は、豊かな自然環境の保全や水源涵養等の本来の森林機能を維持すること、将来の財産形成を目的としています。

このため町有林内の森林の保育・育林事業について、平成20年度は、野ねずみ食害防止のため22.4haをヘリコプターによる駆除薬剤の空中散布を実施しました。

(1 4) 簡易水道事業

①水道事業

維持管理している水道は、簡易水道が6施設、専用水道が1施設、飲用水供給施設が2施設あり、普及率は91.4%となっています。平成20年度は簡易水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の人物費などの運営経費、清潔で安全な水道水を確保するため水質検査及び施設の円滑な維持をするための運転・改修などの維持管理費、水道管の布設や水道施設建設時に借りたお金を返済する水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しました。

②配水管移設事業

国・北海道・町が管理している各道路において、道路改良工事などにより既設の配水管が支障となった場合の配水管移設工事を行っています。

本年度は、愛媛団体通の町道改修工事に伴い、宮田地区簡易水道（里見地区）305mの水道管移設1箇所と、市街地区簡易水道50mの水道管移設及び消火栓1基の移設工事を実施しました。

③近藤地区簡易水道区域拡張事業

水道未普及地域となっている豊里地区の水道整備を行うため、近藤地区簡易水道区域拡張工事を本年度より着手しました。この工事は、平成20年度から2ヵ年計画で実施し、平成21年11月に給水開始を予定しており、本年度は、町道近藤豊里連絡線と町道豊里東通に延長2,609mの水道管を布設しています。

④量水器（水道メーター）取替事業

計量法に定められた8年を経過した量水器（水道の水量を計測する機器）については、取替が必要となります。本年度の取替は平成12年度に設置した量水器が対象となり、255台の取替工事を実

施しました。

⑤飲料水施設整備事業

水道水の供給を受けられない区域において、日常生活に欠くことのできない飲料水を確保するための施設（井戸）を整備する場合、事業費の3分の1以内（上限50万円）を町が補助しています。今年度は、整備の申込がありませんでした。

(15) 公共下水道事業

①下水道事業

ニセコの下水道は、整備予定区域の93.5%の区域で整備が完了しました。また、水洗化率は93%を超えています。平成20年度は下水道整備事業として一部有島地区の汚水管布設工事の実施や、公共下水道事業を運営していくうえで必要な事務経費や担当職員の入件費などの運営経費、下水道管理センター建設時に借りたお金を返済する下水道施設建設等償還金（借金の返済）等に支出しました。

②下水道整備事業

有島地区（本通7町内）で新築住宅や今後的一般住宅の増加が見込まれることから、国の補助事業により下水道整備事業として下水道管布設工事（布設延長190m、公共枠13箇所及びマンホール5箇所の設置）を実施しました。

③下水道推進事業

河川等の公共用水域の水質保全を維持するため、トイレ水洗化など生活環境の改善が必要不可欠です。昨年度に引き続き水洗便所改造に伴う助成を行っています。平成20年度は1件の申請でした。

④下水道施設維持管理事業（下水道管理センター・ポンプ所・下水道管）

現在、各家庭から出る汚水の量は、一日約620m³（浴槽約3杯分）にもなります。汚水は、下水道管やポンプ所を通り抜けて下水処理場に集まり、きれいな水と、泥（「汚泥」）に分けられ、浄化された水は真狩川へ放流されています。また、この真狩川への下水道管理センターにおける計画放流水質のBODの値は平成19年3月に20mg/㍑から15mg/㍑へと変更となり、より厳しい下水道管理を求められています。汚泥は堆肥センターへ運ばれ、畜ふんや生ごみと共に堆肥化されています。

家庭から出された汚水をきれいな水へ浄化するためには、汚水管やポンプ所、下水処理場などの各施設が安全で正常に機能しなければなりません。そのために下水道管理センターの運転管理や汚水管・ポンプ所の各施設の維持管理に努めました。

⑤農業集落排水事業（西富地区下水道事業）

農業集落排水事業は蘭越町を事業主体として広域的に進めております。機能的には下水道事業と同じです。これらの共同処理費用の一部を蘭越町に支払う負担金や施設の維持管理費、下水道管の布設や下水道処理場建設時に借りたお金を返済する農業集落排水事業施設建設等償還金（借金の返済）に支出しました。

⑥合併処理浄化槽整備事業

町民の生活環境の改善や公共用水域の水質汚濁を防止する観点から、公共下水道及び農業集落排水施設の整備区域外において、合併処理浄化槽の整備を進めています。平成20年度は、浄化槽設置整

備事業補助で5人槽6基、7人槽3基、10人槽1基の計10基の設置工事に町が補助を行いました。また、浄化槽の性能を維持するための浄化槽維持管理へも補助を行いました。

2-2 住宅、雪対策

(1) 公営住宅の整備

本町では、平成16年度に策定した「ニセコ町公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した公営住宅を再活用した良質な居住環境の提供を目指しています。同計画に基づき、平成20年度は本通A団地（昭和54年建築）2棟5戸の全面改善事業を行いました。引き続き、平成21年度は、同団地（昭和56年建築）の2棟4戸、平成22年度は、同団地（昭和57年建築）の全面改善事業を実施する予定です。

・町営住宅種別管理戸数（平成20年度末現在）

種 別	区 分（戸数）	合 計
公営住宅	本通A団地（65）、本通B団地（11）、有島団地（20）、西富団地（6）、富士見団地（36）、新有島団地（32）、中央団地（48）、望羊団地（72）、綺羅団地（20）	310戸
特定公共賃貸住宅	のぞみ団地（28）、本通A団地（12）	40戸
その他	コーポ有島（48）	48戸
合 計		398戸

(2) 公営住宅の維持管理

町営住宅の入居者が、できるだけ快適かつ安全に生活できるよう、また、建物の老朽化を未然に防止するために必要な修繕・点検を行いました。過去3年間の平均修繕費は、年間約588万円となっています。

・公営住宅修繕実績（平成20年度）

部位別		団地別	
区分	割合	区分	割合
床・壁類	22%	望羊団地	18%
給排水	36%	本通A団地	11%
風呂釜	10%	中央団地	9%
畳	14%	のぞみ団地	12%

※その他の団地修繕割合：コーポ有島12%、新有島団地13%、富士見団地7%、綺羅団地2%、

本通B団地13%、有島団地2%、西富団地1%

(3) 住宅計画・建築ガイドライン

建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、「ニセコ町耐震改修促進計画」を策定しました。この計画に基づき目標の平成27年度までに耐震化率9割を目指し、建築物の耐震診断及び耐震改修

の促進を図ります。

また、近年スキー場周辺の土地売買や建築物の建設が盛んになってきたことから、建築物の状況や建築規制の必要性などを検討するため、建築ガイドライン事前調査を行いました。

(4) 除雪対策事業

町道の除排雪は、平成18年度から民間事業者へ全面委託して実施しています。このほか、審査基準を満たした高齢者世帯の私道1.1kmの除雪を行いました。

- ・平成20年度除雪延長：117.5km（除雪実施率66.7%）

2-3 情報通信

(1) 地域の情報化（高速通信環境の充実）

ニセコ町では、尻別川以北の地域で光ケーブルを使った超高速通信サービスが提供されるなど、町内のほとんどの場所で高速でのインターネット通信サービスを利用することができます。しかし、一部地域では依然として通信速度が遅く、全町的な高速化が課題として残っています。

そこで町では、通信事業者に対し、光ケーブルの敷設による尻別川以南の地域（市街地区等）への超高速通信サービスの導入を働きかけた結果、平成20年10月15日から、字富士見・本通・中央通・元町・有島・近藤・里見・富川・豊里・羊蹄各地域の一部で光ケーブルを使った超高速通信サービスが開始されました。なお、今回サービスが開始されなかった地域には、今後も通信事業者に対し早期のサービス提供を要望していきます。

・高速インターネットサービスの提供状況

地 区	現在提供されているサービス
尻別川以北の地区（局番44・58）	Bフレッツ（超高速通信）
市街地区等（局番44）	Bフレッツ（超高速通信）
西富・福井地区（局番58）	A D S L（高速通信）

2-4 道路、公共交通

(1) 道路など

より良い住民生活の実現と、経済・社会活動の活性化を図る上で必要不可欠な道路環境の整備と、冬期間においても安全な道路交通を推進するため、道路改良舗装事業や除雪対策事業を行い、生活環境整備に努めました。

- ・町道整備状況（平成20年度末現在）：184路線 実延長176.5km

うち改良済み：113.5km（改良率64.3%）

うち舗装済み：107.4km（舗装率60.8%）

①国道の整備

国道5号の安全性を高めるため、平成17年度から真狩橋を含む前後1,100mに中央分離帯と片側歩道を設置する工事が行われてきました。平成20年度で歩道、中央分離帯及び宮田方面側の拡幅改良工事がほぼ完成し、平成21年度真狩橋の橋梁拡幅工事を行い事業完了する予定です。

②町道の整備

平成14年度から国の補助事業の採択を受け、町道愛媛団体通の改良舗装工事を進めました。最終年である平成20年度は、道道岩内洞爺線から石塚建設さんの倉庫地先までの160mの区間と共に進会場入口付近から東亜道路工業さん地先までの80mの区間の改良舗装及び歩道設置工事、真狩川橋の前後の舗装工事を行いました。また、北海道の代行事業として、真狩川橋の前後の改良及び歩道設置工事、旧橋の撤去工事が行われ、計画どおり本事業を完了しています。

新たに、2カ年計画で町道元町旧国道線の整備に着手し、上田商会さん地先から深貝橋までの160mの改良舗装工事を実施したほか、給食センター建設に伴い、町道中学校東通（旧食肉センター通）の約120mの改良舗装工事を行いました。

また、町道ニセコ登山道路の林道ニセコ東山連絡線からいこいの村さんまでの700mの実施測量設計を行い、平成21年度からは国の交付金事業により、歩道の整備を進めます。

③道路維持管理事業

町道の維持管理については、舗装補修2,673m²とセンター・サイドライン23,828mの引き直しのほか、民間業者委託により砂利道の整正や敷き均し、市街地の町道や林道等の路肩草刈りを実施しました。

また、農村部の町道の草刈りは平成19年度から国・道・町の補助事業で、「農地・水・環境保全向上対策事業」により、各地区の推進会事業で実施しています。

(2) ヘリポートの維持管理

ヘリポートの維持管理を適切に行い、平成20年度の離着陸利用は、サミット警備対応の関係で、例年より多い75回ありました。

(3) 町内循環バス「ふれあいシャトル」運行補助

ふれあいシャトルは、更なる運行経費削減のため、平成19年度から平日1便、休日2便を減便して運行しています。そのため、一般的な有料乗車数が減少していましたが、観光利用の促進等により若干の回復傾向にあります。

ふれあいシャトル運行全体を見直すため、平成19年度から循環バス運行検討委員会を設置し、観光利用も含めたふれあいシャトルの効率的な運行方法を検討、実施しています。今後も、高齢者など交通弱者の生活の足の確保、観光客を含めた一般客の利用向上、更なるコスト削減などの視点から、効果的な運行に努めます。

・平成20年度 ふれあいシャトル乗車実績

区分	人 数	対前年比(人)
一般乗車(有料)	18,355	220
通学利用(無料)	62,050	△9,656
合 計	80,405	△9,436

(4) 生活バス路線の維持費補助

町民の交通手段として必要な生活バス路線への町の補助は、ふれあいシャトル（町内循環バス）の運行により、対象路線を蘭越町とニセコ町を結ぶ1路線（福井線）のみとしています。蘭越町とニセコ町の路線距離に応じ、運行するニセコバス（株）にそれぞれの町から国の基準に基づきバス路線維持費補助金を支出しています。なお、この補助金支出額の80%が特別交付税として算入され、国から交付されています。

(5) 北海道新幹線及び北海道横断自動車道の建設促進

①北海道新幹線

平成21年12月末までに正式認可のための協議が進められることとなっており、札幌延伸が事実上決定しています。

認可の条件として、並行在来線のJRからの経営分離があり、今後関係町村の同意が求められます。今後の在来線の扱いについては、同意以後において北海道が中心となり並行在来線対策協議会が設置され、協議の場が設けられることになっています。

②北海道横断自動車道

全国で凍結状態にあった高規格道路の建設に動きがあり、余市一黒松内間も「基本計画」から「整備計画」への格上げを目指す動きが出始めています。

現状の基本計画から整備計画に搭載（格上げ）されるためには、路線を確定し環境影響評価を実施する必要があることから、今後、開発局から路線選定などの説明がなされるものと思われます。

2-5 公園緑地、河川、土地利用、景観対策

(1) 河川・公園の維持管理

河川は主に町内普通河川について適時パトロールを実施しながら随時管理対応し、公園等は民間業者委託により、農村公園（ちびっこ広場）、曾我森林公園（東啓園）、有島小公園、本通小公園、ニコまる公園、キラリン公園等の維持管理を行いました。

(2) 景観・土地利用対策

ニセコエリアで盛んに行われていた土地売買や新たな開発等については、終息傾向にあります。

[一回10,000m²以上の土地取引状況]

平成19年度 ⇒ 213.5ha(37件)

平成20年度 ⇒ 196.2ha(38件)

今後も景観条例の遵守により、一定規模以上の開発等については住民説明会の実施による情報公開に努めるとともに事前協議による景観保全対策を進めます。

(3) 準都市計画区域の指定

ニセコアンヌプリ・モイワ山麓地域では、海外資本などによる土地取引が活発に行われ、町内でも大規模な開発が計画されており、無秩序な開発により、ニセコ町の貴重な財産である自然や景観が損なわれるおそれがありました。

町では、恵まれた自然環境と良好な景観を保全し、住環境の安全・安心を確保するとともに、秩序

ある開発行為等の誘導を図るため、都市計画法によるルール策定に取り組み、指定権者である北海道と連携し、平成21年3月に準都市計画区域の指定を受けました。今後、建物の建設や開発行為を行う場合には、景観条例による町長との協議のほか、法に基づいた制限が行われることになりました。

さらに、住環境や景観などを守っていくための更なるルール作りとして、建物等の用途を制限する「特定用途制限地域」と建物等の高さや形態意匠、開発行為での緑化推進などを定める「景観地区」について、ニセコ準都市計画策定委員会や町民との意見交換会を開催し、検討を進めました。（平成21年度上旬には、都市計画の決定と関連条例の制定により、景観形成に寄与する良質な建築物、工作物、開発を誘導することにより、良好な環境と景観の保全・形成を図ります。）

3. 健康・福祉・防災

3-1 高齢者福祉、介護保険

(1) 国民年金制度

法定受託事務により市町村が窓口となって国民年金の加入や異動届、免除申請や年金裁定請求の手続きなど適正な事務処理をするとともに、広報ニセコや移動相談会を活用した啓発や相談業務に努めています。

- ・ 年間被保険者数：928人（前年度951人） 国民年金1号被保険者該当者
- ・ 国民年金保険料収納状況 収納率：72.3%（前年度：74.7%）

(2) 高齢者の福祉・介護保険事業

平成17年度に策定した「第3期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、利用者の満足を得られる質の高い福祉サービスを提供できるよう、ニセコ福祉会やニセコ町社会福祉協議会などと連携を図りながら事業を推進してきました。

ニセコ町地域包括支援センターにおいて、総合相談体制の強化、介護予防ケアプランの作成など、高齢者支援の充実に努めました。

高齢者福祉の推進については、生きがい活動支援通所事業、外出支援サービス事業、高齢者緊急連絡システム事業を行うとともに、敬老会の開催、喜寿・米寿・白寿の節目に長寿祝金の支給、高齢者私道除雪サービス、老人福祉施設入所費の扶助を行いました。

また、原油価格の高騰に伴い、これまでの一人暮らしの低所得高齢者世帯に対する福祉灯油の助成に加え、平成20年度に限り所得上限枠を拡大して特例的に該当世帯当たり、1万円の福祉灯油の助成をしたほか、国民年金が制度上無年金となる在日外国人の高齢者に対する福祉給付金の支給や70歳以上の高齢者に対して、ニセコ駅前温泉入館料の一部助成（年間80回）を行い高齢者福祉の充実を図りました。

地域福祉の活動拠点である社会福祉協議会に対して、運営費の支援や高齢者の自立した生活を支援するために、老人家庭除雪サービスや在宅給食サービス、軽度生活援助などの事業を町からの委託事

業として実施し、高齢者や障害者福祉の充実を図りました。

平成21年3月に策定した「第4期高齢者保健福祉計画」（21年～23年度の3年計画）に基づき、健康づくりや生きがいづくりなど、心がかよう高齢者福祉の推進を図ります。

介護保険事業では、第1号被保険者数（65歳以上）が1,206人で前年度同数、要介護（要支援）認定者は236人で前年対比4人減となりました。在宅、施設サービスなどの保険給付費は、前年度対比1億3,574万円減の3億2,539万円、介護認定審査会経費や事務費は前年度対比10万円減の414万円と、事業の円滑な運営に努めた結果、安定した事業運営となっています。

3-2 児童福祉、母子父子福祉等

(1) 児童福祉

小学校1年生から3年生までの低学年を対象とした学童保育事業については、定員を40名とし、安全面等を確保しつつ児童福祉の充実を図りました。

赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡すブックスタート事業は、「あそぶっくの会」のみなさんにも協力いただき、実施しています。

また、子供たちが健やかに生まれ成長することを願い、児童手当の支給やニセコの将来を担う大切な子どもたちの子育て支援として平成16年度に策定した「ニセコ町次世代育成支援対策行動計画」の基本目標や基本施策のもと、『子どもたちの笑顔が輝くまちへ』を目指すこととしています。

さらに、平成20年度の緊急措置として、幼児教育期（小学校就学前3年間）の第二子以降の子一人あたりにつき、3.6万円の「子育て応援特別手当」を支給しました。

給付対象総数		給付決定者数		交付額	給付率
世帯数	人数	世帯数	人数		
44世帯	47人	44世帯	47人	1,692,000円	100%

(2) 母子父子福祉

母子父子福祉については住民税非課税の母子・父子世帯に対し、福祉灯油の助成を行いました。

(3) 子育て支援

地域子育て支援センター「おひさま」は、在宅で子育てをしている家庭の子育て支援の拠点として、子どものより良い育ちと子育てしやすい環境づくりを目的に次の事業を展開しました。

- ・主な子育て支援事業：支援センター開放事業「おひさま」、一時預かり保育、親子スポーツ教室サポート、各種講座等での託児の実施、子育て講座、子育てネットワーク構築、広報誌での子育てページの継続、広報おたよりでの子育て情報の提供

3-3 保険、健康づくり、安全対策

(1) 国民健康保険事業

国民健康保険事業特別会計では、適正な医療が図られるよう引き続きレセプト点検の強化や保健師の訪問指導を通じ、重複受診や多受診の抑制などの指導を行うとともに医療費通知や健康パンフレット配布などの啓発活動を行いました。また平成20年度からは特定健康診査・特定保健指導が実施され、1日簡易ドックの受診者と合わせ243人が受診し、そのうち17人に保健指導を行っています。

歳入では、厳しい経済情勢のなか納税者の負担軽減を図るため、国保運営協議会に諮り前年度と同じく国民健康保険税の税率の引き下げを実施しました。

また基金の繰入（貯金の取崩し）は、当初1,500万円を見込んでいましたが、国庫支出金等の概算交付が当初見込みより多く収入されたことから、基金の取崩しを行わずに収支の均衡が図られました。

・国民健康保険の受給者数、医療給付費など

区分	実績	対前年比
受給資格者	1,737人	34人減
保険医療給付費		
給付件数	19,865件	282件減
給付金額	3億2,571万円	2,074万円減
1人当たりの年間医療費	19万円	同額
高額医療費	3,836万円	209万円増
整体や鍼灸などの療養費	292万円	28万円減

（2）老人保健事業

老人保健医療制度は平成19年度末で終了していますが、平成20年度の老人保健特別会計では、平成20年3月診療分等の支払いを行っています。

医療給付費については4,415万円、療養給付費は42万円、高額医療費は256万円の支出となりました。

（3）後期高齢者医療事業

平成20年4月から、75歳以上の人（一定の障害のある人は65歳以上）は、それまで加入していた保険を脱退し、「後期高齢者医療保険」に加入します。

この事業では、町が新たに創設された保険料の徴収を行うほか、制度の運営主体の北海道後期高齢者医療広域連合へ負担金を支払います。

また、この医療制度が始まったことに伴い、後期高齢者の健康診査を新たに実施し、51名が受診しました。

・後期高齢者医療の受給者数、保険料など

区分	実績	備考
受給資格者	642人	
保険料徴収額	2,811万円	徴収率99.91%

負担金	4, 162万円	保険料分 2, 800万円 共通事務費分 203万円 基盤安定負担分 1, 159万円
-----	----------	---

(4) 医療に対する各種給付事業

平成20年度の老人医療費の助成（マル老・道老）は、制度廃止に伴う対象者数の減により、前年対比395万円減の342万円となりました。

北海道医療給付事業により実施している重度心身障害者医療給付事業については、前年対比477万円減の1, 204万円となり、ひとり親家庭医療給付事業については、前年対比7万円減の72万円となりました。乳幼児医療給付事業については平成20年度より受給対象を小学生まで拡大しましたが、入院件数等の減により前年対比62万円減の490万円となりました。

(5) 健康づくり

①保健医療施設整備事業

保健医療施設整備は、広域救急医療体制推進や訪問看護事業及び俱知安厚生病院医師確保事業に対する負担助成を行い、地域での救急医療推進体制や在宅看護支援の推進に努めました。特に要介護者の増加や在宅医療の普及に伴い、訪問看護サービスの希望が増加してきています。

②成人の各種健康診査事業

30歳以上を対象とした各種がん検診では、対象の概ね15. 6～17. 4%が受診され、精密検査結果からがん発見や治療につながるなど、病気の早期発見、早期治療に努めました。平成20年度各種がん検診の受診率は、前年度と比較して減少でした。

③おかあさんと子どもの健康診査

妊婦健康診査は一人当たりの助成回数を2回から5回に、超音波検査は年齢制限を廃止して全妊婦に助成を拡大した結果、妊婦健康診査は97. 1%、超音波検査は95%の方が受診されています。また、乳児・1歳6か月・3歳児など成長の節目となる時期の健康診査を実施し、対象児のうち85. 7%の乳幼児が受診しました。

むし歯予防対策では歯科検診・フッ素塗布事業を年間2回、幼児センターでは虫歯予防教室を4回実施し、継続した検診とブラッシング指導を行いました。

また、本町の1歳6か月児の虫歯有病率（虫歯をもっている割合）0%（後志6. 8%）、3歳児の虫歯有病率15. 2%（後志27. 9%）と虫歯の無い子が多い状況を維持しています。

④健康づくりの啓発・訪問相談事業

定期健康相談は、役場で月1回、西富地区で隔月開催し、地区巡回健康教室は20地区で開催しました。生活習慣病予防対策では、健康診査の結果に基づき、栄養士訪問を行い、利用者が生活習慣改善に意欲的に取り組めるように支援しました。

⑤子どもと高齢者の予防接種

子どもから高齢者まで各種の予防接種を行いましたが、学童期までの各予防接種については79.

6%から97.8%の子どもが終了することができました。

また、高齢者のインフルエンザ予防接種は、地元医療機関と近隣医療機関あわせて、533人で、対象者となる65歳以上の45%の人が接種を受け、受診率は毎年微増傾向にあります。

⑥母と子の子育て教室・相談事業

健康教室・健康相談では、子育てを支えるために乳幼児健康相談やパパママセミナー、育児セミナーを実施し、子育て支援センターと連携してより良い子育ての学習や交流支援を行いました。子育て不安を抱える保護者や発達支援を必要とする乳幼児への個別支援や関係機関との連携調整を行い、乳幼児がすこやかに成長していくよう、継続した支援を行いました。

⑦健康づくり推進活動

ニセコ町民健康づくり推進協議会を開催し、健康な地域づくりとして、2年計画で健康に関する情報紙を作成するため、今年度は骨格などの大枠を協議しました。

また、保健委員会では研修会を2回開催し、町民が健康づくりへ積極的に参加できるよう地区の情報交換を活発に進めました。

(6) 交通安全運動の推進

各関係団体・組織との連携を図りつつ、交通危険箇所への交通安全旗設置、交通安全教室の開催、チャイルドシート無償貸出事業、交通安全街頭指導などの安全対策と啓発活動に努めました。

日常の防犯や交通安全など安全で安心な生活の環境づくりとして、自治会との連携のもとニセコ町街路灯整備計画に基づいて街路灯の維持管理と、計画的な設置整備を図りました。

①交通安全関係

- ・ニセコ町交通安全推進委員会：交通安全啓発活動、黄色い羽根募金運動等
- ・ニセコ町交通安全協会：交通安全啓発活動、事業所訪問、交通安全ポスターコンクール等
- ・ニセコ町交通安全指導員会：各期（6期）交通安全啓発活動、街頭啓発、パトライト作戦、セーフティコール啓発等
- ・町民交通傷害保険；加入実績666名（大人581名、中学生以下85名）
- ・チャイルドシート貸付事業；（貸出実績）計8台

②街路灯の維持管理

- ・街路灯の設置及び維持管理

町管理：440基、自治会等管理：287基、計 727基

- ・街路灯設置工事： 5基（内自治会設置基数 5基）

（内訳）本通団地町内（自治会設置）	2基
本通7町内（自治会設置）	1基
本通8町内（自治会設置）	1基
本通5町内（自治会設置）	1基

(7) 消防活動の充実

①心電図モニター更新

救急車に搭載する心電図モニターを更新しました。更新により患者の観察はもとより、予想される心臓の病態をいち早く把握できるようになりました。それに加え、患者の容態を搬入病院へ報告でき、救命処置準備ができるようになるとともに、ドクターヘリ等の要請決定がスムーズになり、救命率の向上に繋げることができるようになりました。

②小型動力ポンプ更新

小型動力ポンプは4号車（積載車）に積載され、主に自然水利（池や河川等）に部署し放水できる唯一の機材で消火活動には欠かせません。更新により水火災には万全の体制で臨め、消火活動及び水害等で活躍することができるようになりました。

3-4 地域福祉、心身障害者福祉

障害者自らがサービスを選択利用する居宅生活支援（ホームヘルプサービス、デイサービス、施設短期入所、グループホーム）、施設訓練支援（知的障害者厚生・授産施設入所、身体障害者療護施設入所）や身体障害者（児童）補装具の給付、重度身体障害者日常生活用具の給付を行うなど障害者福祉の充実に努めました。

また、精神障害者共同作業所通所費、重度障害者通院タクシー料、じん臓機能障害者通院費、心身障害児の療育施設通園費に対する費用の一部助成を行い、障害者の立場に立った支援体制の充実を図りました。

心身障害者の福祉の充実を図るため地域共同作業所に対する運営費の助成や福祉団体である身体障害者福祉協会に対して助成を行いました。

さらに、平成21年3月には、「第2期障害福祉計画」（実施計画 H21～23）を策定し、今後は本計画に基づいて障害者施策の推進を図ります。

3-5 その他の福祉

過去の大戦において、亡くなられた戦没者の御靈に哀悼の意を表すとともに世界恒久平和を願い、7月22日にニセコ町公民館講堂を式典会場とし遺族30名、来賓41名の参列のもとニセコ町戦没者追悼式を挙行しました。

また、遺族相互の親睦を図り、遺族の福祉の向上を図るため、遺族会活動に対し助成を行っています。

4. 産業・経済

4-1 観光業

(1) 観光振興、プロモーション

今後の観光振興方策となる「ニセコ町観光振興計画」を平成19年度から2ヵ年をかけて策定しま

した。目標とする将来像を「いつ訪れても心身ともに健康で元気になる。だれもが共感し、充実できる、悠悠(ゆうゆう)リゾート・ニセコ」とし、滞在型リゾートづくりを目指しています。

観光の受入基盤づくりとともに、ニセコの自然、体験メニュー、温泉、食などのリゾート地としての魅力を国内外へPRするとともに、観光客の誘客を進めました。北海道洞爺湖サミット開催にあわせた観光PR、パンフレットの作成と配布、道外キャンペーンなどを実施しました。

観光地の安全対策として、ニセコアンヌプリ地区雪崩事故防止対策協議会を中心に「ニセコルール」の周知徹底を図りました。

(2) 観光イベント支援

夏の一大イベント「小さなふるさとづくり七夕の夕べ花火大会」事業への補助のほか、ニセコマラソンフェスティバルにおけるイベント部会、ニセコ山系山開き、ニセコビュープラザ誕生祭などのイベント開催支援を行いました。

(3) ニセコリゾート観光協会及びキラットニセコとの連携

観光客の更なる誘客促進のため、引き続き町出資団体との連携を進めました。

㈱ニセコリゾート観光協会は、経済環境が厳しいなか前年以上の売上を確保しました。観光情報発信のためのホームページリニューアル、外国人観光客誘客事業、北海道洞爺湖サミット開催にあわせた景観整備などの事業に対し、町から支援しています。

指定管理者としてニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」を運営する㈱キラットニセコは、燃油高騰など厳しい経営環境のなか黒字を確保していますが、12万人を割り込んだ入館者数の回復が課題となりました。

(4) 道の駅などの観光施設管理

年間69万人が利用する道の駅ニセコビュープラザの維持管理を継続して行うとともに、ニセコ駅舎外壁の塗装修繕、ニセコ温泉源のポンプ施設修繕などを行いました。このほか、ニセコ野営場、観光トイレなどの観光施設管理を行っており、観光客が快適に施設を利用できるよう心がけました。

4-2 農業

(1) 農業の振興

本町の農業振興は、良質な農畜産物の安定的な生産・供給をはじめ、環境保全や美しい農村景観の形成など、多面的な機能の発揮とともに、食品加工や観光など幅広い産業との連携が必要であり、認定農業者など担い手の確保・育成を進め、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う望ましい農業構造を確立することが急務となっていることから、平成21年度から5年間の農業振興計画の見直しを、農業者や各関係団体の協力得て行いました。

(2) 環境と調和した安全・安心な農業の推進

本町の恵まれた自然条件を生かして安心で良質な農産物を生産するとともに、消費者の信頼を得た地域農業の確立を目標とし、高品質で安全性の高い「人・作物・地球にやさしい」地域農業の実践が急がれています。

土づくり実践対策事業による堆肥センターの効率的な運用を図るため、新たに「有機質資源運搬費事業」による助成と「完熟堆肥流通促進事業」の助成上乗せ、「残留農薬緊急対策事業」、「土壤診断事業」、「作物栽培試験」を農協、普及センターとの共同事業として実施いたしました。また、北海道クリーン農産物表示促進事業も活用し、本町の目指す地域資源循環型クリーン農業の実現を目指しました。

(3) 収益性の高い地域農業の確立

畑作・野菜類の振興については、緑豊かな大地と夏季冷涼な環境で育つ本町のクリーンな農産物への期待が一層高まりを見せています。安心・安全で安定した生産性を保ちつつ、高い品質を誇るブランド「ニセコじやが」をはじめ大豆、小豆、水稻、酪農などを基幹として、高収益な野菜・花き類を組み合わせた経営の複合化の実現が課題となっています。

J Aや普及センターとも連携をとりながら、るべきニセコ農業の姿の実現を目指し、また、広く認知されている「ニセコ」のネームバリューも有効に活用しながら、広域 J Aの販売戦略とも連動した強固な産地確立を推進しています。

良質米の生産については、水田生産調整対策の下、ガイドラインを遵守した中で、今後も引き続き、商品性の高い「美味しい、売れる米・選ばれる米」づくりを一層進めていく必要があります。

平成20年度は「産地づくり対策交付金」の効果的な活用を図りながら、本町水田農業の改革に取り組みました。また、こうした状況を踏まえて、計画的な生産基盤の整備やより一層高品質な米の生産達成と Yes!Clean認証の推進、「とっておき舞い」の販売促進により産地化に努めました。

また、ニセコ町産の酒造好適米100%を使ったお酒「蔵人衆」の評価も好調で、高品質な酒米栽培は、全国新酒鑑評会で金賞を受賞するなど評価を得ています。

(4) 多様でゆとりある地域農業の確立

農用地所有者と地域ぐるみの優良農地の保全と、有効活用が必要とされています。このことから従来から進めている「農地保有合理化促進事業」制度を活用しつつ、積極的な農地の有効活用と活性化を推進しています。

農地流動化対策として、小作料の一部を助成する「農地流動化緊急対策事業」を平成20年度から3か年に限り行い、農地の荒廃防止や遊休農地の活用により農村環境保全に努めました。

また、国の中山間地域直接支払制度を活用し、平坦地に比較して生産条件が不利な農地の生産活用と適正な維持管理を図るため、傾斜のきつい水田区域を対象として積極的な地域活動の取り組みを支援してまいりました。

低迷した農家経済の活性化策の一つとして、生産者自らの積極的な販売や加工化への取り組みも重要なと考えます。外延的なビジネスチャンスの模索や多様な販売のあり方へチャレンジする農産物販売

促進活動や、農村女性等の持つ視点を生かした加工化研究、特に新鮮な地元農産物提供の場として好評なビュープラザ直売所の運営など、農業の企業化への取り組みを進めました。

(5) 地域ぐるみで担い手の確保

地域農業を担う優れた人材の確保対策は緊急的課題であり、幅広い視野と優れた技術を身につけ先進的な経営手腕を発揮するよう、修学・研修機会や先進的な技術・知識の習得に努めるとともに、新規就農時に生ずる必要資金の一部を融資する「元気な担い手育成事業」を継続しています。

中核的な農業者を認定し積極的な経営展開を支援する「農業経営基盤強化促進対策事業」も引き続き推進し、意欲ある農業者の育成確保に務めています。平成20年度は再認定を含めて7人の認定を行い計102名となりました。

(6) 農地・農道などの整備の推進

平成19年度から開発局による地域整備方向検討調査を行っています。平成20年度は基盤整備に関する要望確認や地域農業などの聞き取り調査を行い、国営農地再編事業の実施に向けた検討を進めています。

(7) 畜産振興

経営管理の徹底など足腰の強い酪農経営を確立することが急務となっています。

生産の基盤となる畜産環境、地域生活を取り巻く快適な農村環境を維持創出するとともに、良好な放牧肥育環境を提供するニセコ町集約草地の維持管理に努めました。また、ようてい酪農ヘルパー利用組合の運営支援や乳質向上を目指す「乳牛資質向上対策事業」などに対し継続的に支援を実施しました。

堆肥センターでは、良質の堆肥が生産されており、指定管理者であるJAようていと連携して堆肥の利用促進を積極的に働きかけ、生産堆肥のコスト低減と地域資源のさらなる循環に努めています。

また、酪農基盤の強化を図るためTMRセンターの設置に向けた協議を始めました。

(8) その他の農業政策

燃油価格高騰により、営農に多大な影響を受けている農業経営における負担を軽減するため、トラクター等の農業機械に使用する免税軽油の購入者に対しての助成を町単独で行いました。

また、肥料・燃油高騰に対する国、及び道の助成事業に対して、JAと連携した協議会を立ち上げて対応しています。

「農地・水・環境保全向上対策事業」では、町内8地区が「共同活動支援事業」として地域全体で農地を結ぶ町道や農道、農業用水路周辺の草刈りなどの管理作業を共同で行い、農業地域の環境保全や環境、景観を守る取り組みを進めています。また、今年度から農業者への「営農活動支援事業」として、化学肥料や化学合成農薬の使用を減らし環境への負荷を少なくする先進的な取組みを行う2地区を支援しました。

カラスやキツネなど営農活動や日常生活における有害鳥獣の駆除対策も継続して実施しました。

(9) 林業の振興と維持管理

地球規模での環境問題が重要視される中、伐採跡地や荒廃林などの民有林を対象として、森林組合と連携した「21世紀北の森づくり推進事業」の継続と、森林所有者の日常的な森づくり実践活動を促す「森林整備地域活動支援対策事業」や森林機能への理解を高め、緑豊かなニセコ町の実現へ支援を行ってきました。

昨年度一部崩壊した、中央地区の治山事業を歩道補修事業とあわせて実施しています。

4-3 商工業

(1) 産業連携プロジェクト

「地産地消」を念頭に置いた各産業の連携を模索するため、ニセコ町産業連携プロジェクトを継続運営しました。部会が中心となり「食べ菜！遊び菜！ニセコ収穫祭」、「綺羅キラトーク」をそれぞれ2回開催し、食と観光、産業間交流などを進めました。

(2) 商工業振興、労働支援

ニセコ町商工会に対し、経営改善普及事業や地域振興事業について助成を行い、商工業の活性化を進めています。また、地元商業の振興のため、国の緊急経済対策を活用したプレミアム商品券発行事業に対する補助を行いました。

地元中小企業のみなさんには、金融機関及び保証協会と連携し、金融の円滑化や商工業の振興に資するため、中小企業特別融資事業を行いました。また、地元在住の勤労者に対し、生活の安定及び向上を目的とした勤労者福利厚生資金融資事業を実施しました。

5. 自治・まちづくり

5-1 広報広聴、情報公開、住民参加

(1) 広報広聴活動

町の広報広聴活動は、ニセコ町まちづくり基本条例に規定する情報共有や住民参加の機会を確保する大切な活動として、工夫、改善しながら取り組みを進めています。

①広報誌、予算説明書

広報「ニセコ」、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」は、町民のみなさんからの意見を伺い内容の工夫を行いながら、情報共有の大きな柱として発行を続けています。

また、北海道広報コンクールにおいて、広報「ニセコ」が、町村の部において特選に入選しています。

②オフトーク通信、ニセコそよかぜメール

平成4年度に整備したオフトーク通信放送「そよかぜ通信」は、利用者の減少、放送機器の老朽化、

多額の運営費負担により、平成20年12月30日をもって廃止、放送を終了しました。

一方、携帯電話などを利用したお知らせ配信サービス（ニセコそよかぜメール）など、多様な情報伝達手段の検討、運用も引き続き進めています。

③まちづくり町民講座等

町の主要課題を自由に話し合う場として、平成20年度は、まちづくり町民講座を4回開催しました。準都市計画、基本条例、農業・観光振興計画、ニセコのまちづくりをテーマに、それぞれ町民の皆さんに参加いただき、議論しました。このほか、こんにちは町長室を開催しています。

（2）町の情報公開

まちづくり基本条例を適正に運用し、情報共有と住民参加の促進、個人情報の保護を図るため、文書管理システムや行政情報システムの適正な運用を行い、行政総合ネットワークの構築、町ホームページの充実などに努めました。

（3）個人情報保護

町政に対する町民みなさんの知る権利（情報提供を受ける権利、情報を自ら取得する権利など）を保障しながら、大切な個人情報が適切に保護されるよう対応しています。

（4）まちづくり活動

①まちづくり委員会

「まちづくり委員会」は、地域づくり活動に対する補助制度（まちづくりサポート事業）の審査及びふるさとづくり基金の使途協議を通じ、まちづくりに取り組む町民への支援策を考えていく場となっています。同時に、まちづくりに関わるさまざまな課題や主な事業の方向性などを自由に検討する場として機能しています。

また、小中学生による「子どもまちづくり委員会」は、教育委員会が取り組む「子ども議会」と共に、子どもの社会参画を育む場として継続した取り組みを進めています。平成20年度は、環境保全の観点から「ごみのポイ捨て禁止啓発看板づくり」「環境保全啓発パンフの作成・配布」を行いました。

②ふるさとづくり寄付

平成16年にふるさとづくり寄付制度（1口5千円で指定5分野に寄付いただく仕組み）が始まってから5年が経過しました。平成20年度末時点で384口、1,923千円の寄付を基金（預貯金）として積み立てています。

また、平成19年度からは、お寄せいただいた寄付の具体的な使い道を検討し、これまで「有島武郎に関する資料収集及び有島記念館特別展開催事業」の分野において、有島武郎農場開放記念文を記した掛軸を保存するためのレプリカを作成しました。

5-2 地域づくり、コミュニティ支援

(1) コミュニティ運動の推進

自治会活動の活性化を図るため、地域自治振興交付金制度により支援しました。

- ・地域自治振興交付金の交付状況：(対象自治会) 58自治会

(2) コミュニティ施設の維持管理

地域コミュニティ活動や文化的活動など多様な日常活動の拠点となる町民センターや地域コミュニティ施設については、利用者に快適な環境を提供するため、維持補修など施設の管理運営に努めました。

(3) 住民主体による花の植栽活動

NPO法人ニセコまちづくりフォーラムが中心となり地域住民主体により実施する中心市街地（綺羅街道）への花の植栽事業を支援しています。

平成20年度は洞爺湖サミット開催の関係から支援を強化し、118万円の補助を行いました。

(4) 住民主体による花の植栽活動

東山、アンヌプリ、モイワの各地区のみなさんが沿道景観づくりのため自主的に行う花の植栽活動に対し、その苗の助成を行いました。

(5) まちづくりサポート事業による支援

「ニセコ千本桜運動(有島地区宮山への植栽)」に対して20万円の補助を行いました。

5-3 行政サービス、行政機能

(1) 議会議員の活動

平成20年度における議会の開催は定例会を4回、臨時会を4回開催され、条例の改正や制定、予算審議、各種陳情書や意見書等の審議を行ったほか、特に予算及び決算について集中的に審議するそれぞれの特別委員会を設置し審議を行ないました。

総務常任委員会、産業建設常任委員会がそれぞれ所管する事務について調査を行う「所管事務調査」についても実施しました。

また、議員会の研修事業として恵庭市の「えこりん村」において実践されている、環境への負荷を少なくしたエコロジー活動や資源のリサイクル活動の取り組み等について現地研修を実施しました。

姉妹都市である長野県信州新町議会からの親善訪問や宮城県南三陸町議会、長野県白馬村議会の視察研修に対応し、意見交換や懇談により情報の収集と交流を深めました。

更には、後志総合開発に関する要望事項、新幹線・高速自動車道の建設促進等についても中央要望等を実施しました。

(2) 議会だよりの発行

本会議や委員会での審議状況及び一般質問等の議会活動を町民に周知することは大変重要です。年4回にわたり「議会だより」を発行し、全戸配付を行いました。

(3) 選挙事務

平成20年度は7月6日にニセコ町農業委員会委員選を執行しました。今回のニセコ町農業委員会委員選挙から町内に5箇所あった投票所を4箇所に再編し選挙事務の効率化を図りました。

選挙の執行に当たり期日前投票制度の周知などを行い、有権者のみなさんが投票しやすい環境づくりを進めます。

(4) 戸籍、住民票

本町の人口は、自然増減ではやや減少（出生<死亡）を示すものの、社会増減で転入が上回った結果、平成20年度末で4,645人と平成13年以降緩やかな増加から横這い傾向を示しています。一方で世帯数は増加傾向にあり、世帯当たり家族数は2.19人と核家族化が一層進展している実態にあります。

- ・二セコ町の人口動態

区分	男	女	計	世帯数
20年度末	2,243人	2,411人	4,654人	2,118世帯
前年度末	2,241人	2,413人	4,654人	2,023世帯

(5) 住民基本台帳ネットワークシステム事務

平成14年8月5日に第一次業務をスタートした住民基本台帳ネットワークは、ニセコ町個人情報保護条例の規定に基づいた情報危機管理のもと、厳格な運用に努めました。

- ・平成20年度住民基本台帳カード発行数：20件（累計 57件）
- ・公的個人認証の登録件数 : 15件（累計 41件）

(6) 外国人登録事務経費

近年、倶知安町ひらふ地区を中心とする海外からの投資等の影響から、同地区を拠点とし様々な活動を展開する外国人が増えています。本町でも同様な活動が展開されているため、外国人登録件数及び関係する外国人登録事務取扱件数が急激に増加しています。

- ・平成20年度末外国人登録者数：103人

(7) 町の税金

町税の会計処理額は、個人住民税が土地売買による譲渡所得により、法人住民税が法人数の増加等により、固定資産税が新築家屋の増加等により、軽自動車税が台数の増加により、それぞれ増加となりました。たばこ税・入湯税は減少となり、全体で対前年比2,695万2千円増の6億6,870万5千円となりました。

収入額においては、税源移譲による個人住民税の増税による影響が小さくなつたこと、固定資産税に大口滞納額が発生しなかつたことなどにより、前年比2,888万9千円増の6億5,258万3千円となりました。

収入率は、現年課税分で0.28ポイント増の98.98%、滞納繰越分で2.44ポイント増の29.79%、全体では97.68%となり、前年実績比0.18%増の収入率となりました。今後も更なる徴収体制の強化など、収納対策に努めます。

(8) 固定資産の評価替に関する事務経費

市街地区の宅地評価の基準となる路線価の算出を不動産鑑定士に委託して171路線の鑑定評価を行いました。この結果を基に、平成21年度は、市街地の宅地についての評価替を行っています。

路線価の上昇していたもの	33路線
路線価の下落していたもの	100路線
路線価の増減がなかつたもの	37路線
路線価を新設したもの	1路線

なお、市街地区以外の土地については、前年度に行った標準宅地の鑑定評価に基づく成果や土地の取引状況等を勘案し、据え置きとしています。

(9) 地籍成果の管理・運営事務経費

平成20年度と21年度の2年度にわたって、地籍成果の数値化を行っています。数値化したデータを地籍成果管理システムで運用することで、地図の交付が迅速化することに加え、道路や農地管理など地図を使った他業務への活用などが期待されます。

(10) 火葬場の維持管理

施設の老朽化が大きな課題となっている火葬場は、定期点検に基づく慎重な使用に努めるとともに業務は民間事業者へ委託しています。

・火葬場の使用状況

	使用回数	(内) 町外者	月平均使用回数
平成20年度	49回	1名	4.1回
前年度	47回	0名	3.9回

(11) 墓地の維持管理

中央墓地及び5ヶ所の地域墓地は、適正な使用（許可）管理とともに清掃及び点検など日常的維持管理を行いました。

平成12年度から供用を開始した中央墓地新区画（1区画5m²／45区画）の使用許可申請の急増によって未使用区画が無くなつたことから、平成20年度に53区画の新規造成を行いました。

(1 2) 職員研修・行財政運営の健全化

地方分権社会と少子・高齢化、情報化、国際化、技術革新等急激な時代変化に対応できる職員の人材育成や意識改革を図るため必要な職員研修を実施しました。

また、行財政運営の健全化が求められていることから、長期的視点に立った計画的な取組みを推進し、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、補助金の見直し、定員管理・給与の適正化、民間委託の推進や指定管理者制度の導入など行財政運営全般にわたり取り組みました。

(1 3) 行政情報システムの運用

行政事務の多くは、コンピュータシステムによって処理されています。そのため、常にシステムは安定して稼動することが求められます。町では、最小限の経費で機器を計画的に運用管理していくよう取り組みを進めました。

また、機器類の更新やシステム運用体制の更なる効率化を目指し、これまで役場電算室で管理・運用していたサーバー類をデータセンターに移行して効率化を進めています。

(1 4) 国、道との情報ネットワーク運用

国、道、他市町村の機関との総合行政ネットワーク（LGWAN）環境について、管理運用を行っています。また、H A R P 協議会（北海道電子自治体共同運営協議会）に参加し、電子申請システムの共同利用を進めました。

(1 5) 町有財産・施設管理

①職員住宅の維持管理

職員住宅は昭和40年代に建築した住宅などに老朽化が進んできたため、改修の必要な箇所が目立ってきています。既存住宅を有効に使用できるよう的確に状況を把握し、必要に応じた改修を進めています。平成20年度は本通34・35号の改修工事を実施しています。

(1 6) 役場庁舎の維持管理

昭和42年に建築した役場庁舎も老朽化が進んできたため、改修の必要な箇所が目立ってきています。

既存庁舎をできる限り有効に使用できるよう的確に状況を把握し、必要に応じて改修を進めていく必要があります。

5-4 広域連携、国際交流

(1) 町村合併・地方分権問題の検討

平成22年3月で期限切れとなる合併新法以降、なお残る小規模自治体の今後のあり方についての議論が盛んに進んでいます。

合併及び地方分権に関する情報には今後も、注意深く対応し、必要に応じ住民への情報公開に心がけます。

(2) 広域行政の検討

平成19年4月からスタートした広域連合については、そのメリットである経費節減効果を少しでも早く発現できるよう期待されます。

なお、電算システムの構築が整ったことにより、平成21年4月から国民健康保険事務及び介護保険事務がスタートすることになります。

・平成20年度 後志広域連合決算見込（単位：千円）

	共通経費	滞納整理事務	国民健康保険事務	介護保険事務	合 計
広域連合全体	45,189	17,997	67,195	56,627	187,008
ニセコ町負担	2,991	685	4,800	3,885	12,361

(3) 交流事業

大学生インターンシップや外国人留学生の受け入れ、ニセコ高校産業現場実習生の受け入れ、全国の議会や行政関係者による観察への対応などを行いました。

(4) 姉妹都市交流

昭和53年に姉妹都市提携を結んだ滋賀県マキノ町とは、合併後の高島市マキノ地区と新たな交流に関する覚書を取り交わし、交流を続けています。また、有島武郎が由縁で昭和60年に姉妹都市となった長野県信州新町とも、引き続き交流を深めています。